|  |
| --- |
| 新型コロナウイルス感染症 個人事業主に対する主な支援策  事業資金、生活資金、税金・社会保険料 など |

2020年7月14日現在

木更津青色申告会

|  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- |
| １ | | | 事業資金 | | |
|  | | | １-１ | | 持続化給付金 |
|  | | | １-２ | | 家賃支援給付金 |
|  | | | １-３ | | 小規模企業共済加入者への支援 |
|  | | | １-４ | | 実質無利子・無担保融資 |
|  | | | １-５ | | 信用保証協会の信用保証による融資 |
|  | | | 1. ６ | | 借入金の返済猶予など |
|  | | | １-７ | | 小学校休業等対応支援金 |
| ２ | | | 生活資金 | | |
|  | | | ２-１ | | 特別定額給付金 |
|  | | | ２-２ | | ひとり親世帯への臨時特別給付金 |
|  | | | ２-３ | | 住居確保給付金 |
|  | | | ２-４ | | 国民健康保険などによる傷病手当金 |
|  | | | ２-５ | | 緊急小口資金・総合支援資金の貸付 |
| ３ | | | 税金・社会保険料 | | |
|  | | | ３-１ | | 国税・地方税の納税の猶予制度の特例 |
|  | | | ３-２ | | 償却資産・事業用家屋の固定資産税などの軽減 |
|  | | | ３-３ | | 国民健康保険、介護保険、後期高齢者医療制度、国民年金の保険料などの減免・猶予 |
| ４ | | | 感染症による給付金・支援金などの税務上の取り扱い | | |
|  | | |  | | |
| ５ | | | 千葉県、市による主な支援策 | | |
|  | | ５-１ | | 千葉県　中小企業再建支援金　　　　　　令和2年8月31日まで | |
|  | | ５-２ | | 君津市　中小企業等事業継続支援金　　　令和2年8月31日まで | |
|  | | ５-３ | | 富津市　事業者緊急支援臨時給付金　　　令和2年8月31日まで | |
|  | | ５-４ | | 富津市　飲食事業者応援給付事業　　　　令和2年8月31日まで | |
|  | | ５-５ | | 富津市　宿泊事業者応援給付事業　　　　令和2年8月31日まで | |
|  | | ５-６ | | 袖ケ浦市　中小企業支援臨時給付金　　　令和2年8月31日まで | |
| **１** | **事業資金** | | | | |

**１**-**１ 持続化給付金　～最大100万円～　　　　　　申請期限 令和3年1月15日まで**

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 対 象 者 | ①事業収入が前年同月比で50％以上減少した事業者  ②令和2年1月から3月までに創業して、その後の任意の月の事業収入が3月までの平均と比べて50％以上減少した事業者  ③フリーランスで、その収入を雑所得や給与所得として確定申告する事業をおこない、その収入や事業の実態を確認することができる事業者 | |
| 問い合わせ | 持続化給付金事業 コールセンター　0120‐115‐570 | ブラック, 挿絵 が含まれている画像  自動的に生成された説明 |
| ホームページ | 持続化給付金ホームページ  https://www.jizokuka-kyufu.jp |

**１-２ 家賃支援給付金　～最大300万円～　　　　　申請期限 令和3年1月15日まで**

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 対 象 者 | 令和2年5月から12月の間で、売上高がいずれか１か月の前年同月比で50％以上減少、または連続する3か月の前年同期間比で30％以上減少する事業所などを賃借する事業者 | |
| 問い合わせ | 家賃支援給付金 コールセンター　0120‐653‐930 |  |
| ホームページ | 家賃支援給付金ホームページ  https://yachin-shien.go.jp |

**１-３ 小規模企業共済加入者への支援　～無利子の特例緊急経営安定貸付けなど～**

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 対 象 者 | 売上高が5％以上減少した小規模企業共済制度の加入者 | |
| 支 援 策 | ①特例緊急経営安定貸付け（貸付利子は無利子。貸付資格のある方のみ）  ②契約者貸付けの延滞利子の免除  ③掛金月額の減額・納付期限の延長　など | |
| 問い合わせ | 中小企業基盤整備機構 共済相談室　050‐5541‐7171 | 屋内, ブラック が含まれている画像  自動的に生成された説明 |
| ホームページ | 中小企業基盤整備機構「小規模企業共済制度の特例措置」  https://www.smrj.go.jp/kyosai/info/disaster\_relief\_r2covid19\_s.html |

**１-４ 実質無利子・無担保融資　～日本公庫・沖縄公庫・民間金融機関などによる融資～**

|  |  |
| --- | --- |
| 融資区分 | 新型コロナウイルス感染症特別貸付  新型コロナウイルス対策マル経融資　など  ※特別利子補給制度により、当初3年間は実質的に無利子になる場合があります。 |
| 問い合わせ | 日本政策金融公庫 国民生活事業 事業資金相談ダイヤル　0120‐154‐505 |
|  | 沖縄振興開発金融公庫 事業資金相談ダイヤル　　　　　 0120‐981‐827 |
|  | 商工中金 融資相談センター　　　　　　　　　　　　　 0120‐542‐711 |
|  | 民間金融機関（お取引のあるまたはお近くの金融機関）まで |

**１-５ 信用保証協会の信用保証による融資　～売上高が5％以上減少で保証料・利子がゼロ～**

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 内　　容 | 経営安定関連保証（セーフティネット保証４号・５号）  危機関連保証 | |
| 問い合わせ | お取引のあるまたはお近くの金融機関まで |  |
| ホームページ | 全国信用保証協会連合会「目的別保証制度」  https://www.zenshinhoren.or.jp/model-case/keiei-shisho.html |

**１-６ 借入金の返済猶予など　～経営継続に必要な資金繰りの支援～**

|  |  |
| --- | --- |
| 内　　容 | 借入金の元本・金利を含めた返済猶予などの条件変更や経営相談 |
| 問い合わせ | お取引のある金融機関まで |
|  | 中小企業金融相談窓口　0570‐783183 |
|  | 金融庁相談ダイヤル　0120‐156811 |

**１-７ 小学校休業等対応支援金　～定額を1日ごとに給付～　申請期限 令和2年12月28日まで**

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 対 象 者 | 感染症対応で臨時休業した小学校などに通う子どもや感染した子どもなどの世話をするために、契約した仕事ができなくなった個人や個人事業主のもとで働く青色事業専従者の保護者 | |
| 給 付 額 | 世話をした期間が令和2年2月27日 ～ 3月31日は 1日4,100円  　　　〃　　　　令和2年4月1日 ～ 9月30日は 1日7,500円 | |
| 問い合わせ | 学校等休業助成金・支援金、雇用調整助成金コールセンター　0120‐60‐3999 | ブラック, 時計 が含まれている画像  自動的に生成された説明 |
| ホームページ | 厚生労働省「新型コロナウイルス感染症による小学校休業等対応支援金」  https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage\_10231.html |

|  |  |
| --- | --- |
| **２** | **生活資金** |

**２-１ 特別定額給付金　～1人あたり10万円～**

|  |  |
| --- | --- |
| 対 象 者 | 令和2年4月27日現在で住民基本台帳に記載されている方 |
| 問い合わせ | 特別定額給付金コールセンター　0120-260-020　又は、市区町村の担当窓口まで |

**２-２ ひとり親世帯への臨時特別給付金　～福祉事務所に申請が必要な場合があります～**

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 対 象 者 | ①児童扶養手当を受給するひとり親世帯などに5万円（第2子以降1人につき3万円加算）  ②児童扶養手当受給世帯や公的年金等を受給していることにより児童扶養手当の支給を受けていない世帯に対して、感染症の影響を受けて家計が急変し、収入が大きく減少している場合は、1世帯5万円を加算 | |
| 問い合わせ | ひとり親世帯臨時特別給付金 コールセンター　0120‐400‐903 |  |
| ホームページ | 厚生労働省「ひとり親世帯臨時特別給付金」  https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage\_11456.html |

**２-３ 住居確保給付金　～原則3か月（最長9か月）間家賃相当額を給付～**

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 対 象 者 | 離職・廃業から2年以内または休業などにより収入が減少して経済的に困窮し、住居を失った方もしくは失うおそれのある方 | |
| 問い合わせ | 住居確保給付金相談センター　0120‐23‐5572 |  |
| ホームページ | 厚生労働省「生活福祉資金の特例貸付・住居確保給付金」  https://corona-support.mhlw.go.jp |

**２-４ 国民健康保険などによる傷病手当金　～服務できない期間の４日目から支給～**

|  |  |
| --- | --- |
| 対 象 者 | 感染症に感染した（発熱等の症状があり感染が疑われる場合を含む）ことにより、給与等の全部または一部の支払いを受けることができなくなった人（青色事業専従者を含む。事業主は対象外） |
| 問い合わせ | 市区町村の国民健康保険の担当窓口まで（国保組合加入者は組合窓口） |

**２-５ 緊急小口資金・総合支援資金の貸付　～償還が免除される場合があります～**

|  |  |
| --- | --- |
| 内　　容 | ①緊急小口資金…個人事業主で休業された方の貸付上限は20万円以内  ②総合支援資金…主に失業された方で、貸付上限は2人以上世帯月20万円以内、単身世帯は月15万円以内で原則3か月以内。 |
| 問い合わせ | 市区町村の社会福祉協議会まで |
|  | 個人向け緊急小口資金・総合支援資金相談コールセンター 0120‐46‐1999 |

|  |  |
| --- | --- |
| **３** | **税金・社会保険料** |

**３-１ 国税・地方税の納税の猶予制度の特例　～延滞税なし・１年間猶予・無担保～**

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 対 象 者 | 令和2年2月から納期限までの任意の1か月以上の事業収入が、前年同期に比べておおむね20％以上減少し、一時に納税することが困難な方 | |
| 国　　税 |  |  |
| 問い合わせ | 東京国税局猶予相談センター　0120‐948‐271 | ブラック, 時計 が含まれている画像  自動的に生成された説明 |
| ホームページ | 国税庁「新型コロナウイルス感染症の影響により納税が困難な方へ」  https://www.nta.go.jp/taxes/nozei/nofu\_konnan.htm |
| 地 方 税 |  |  |
| 問い合わせ | 各市区町村の市民税担当課 |  |
| ホームページ | 総務省「新型コロナウイルス感染症の影響に伴う地方税における対応について」  https://www.soumu.go.jp/menu\_kyotsuu/important/kinkyu02\_000399.html |

**３-２ 償却資産・事業用家屋の固定資産税などの軽減　～令和3年度分を軽減～**

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 対 象 者 | ①令和2年2月から10月までの間の任意の連続する3か月間の売上高が前年同期に比べて30％以上50％未満減少している場合は減免率50％  ②同じく50％以上減少している場合は減免率100％ | |
| 問い合わせ | 固定資産税等の軽減相談窓口　0570‐077322 |  |
| ホームページ | 中小企業庁「新型コロナウイルス感染症の影響で事業収入が減少している中小企業者・小規模事業者に対して固定資産税・都市計画税の減免を行います」  https://www.chusho.meti.go.jp/zaimu/zeisei/2020/200501zeisei.html |

**３-３ 国民健康保険、介護保険、後期高齢者医療制度、国民年金の保険料などの減免・猶予**

|  |  |
| --- | --- |
| 対 象 者 | 感染症の影響により一定程度収入減少した方など |
| 問い合わせ | 市区町村の担当窓口まで（国保組合加入者は組合窓口） |

|  |  |
| --- | --- |
| **４** | **感染症による給付金・支援金などの税務上の取り扱い** |

　事業にかかわる給付金・支援金などは、原則、所得税法上「事業所得等」、消費税法上「不課税取引」に該当します。また、生活にかかわる給付金・支援金などは、所得税法上「非課税」です。

|  |  |
| --- | --- |
| 国税庁「国税における新型コロナウイルス感染症拡大防止への対応と申告や納税などの当面の税務上の取扱いに関するFAQ」（問9に掲載）  <https://www.nta.go.jp/taxes/shiraberu/kansensho/pdf/faq.pdf> |  |

|  |  |
| --- | --- |
| **５** | **千葉県、各市による主な支援策** |

**５**-**１ 千葉県 中小企業再建支援金　～最大40万円～　申請期限 令和2年8月31日まで**

|  |  |
| --- | --- |
| 対 象 者 | 事業収入が前年同月比で50％以上減少した事業者  対象要件を満たす中小企業者に対し、賃借している当該事業所の数に応じて、支給します。なお、申請は1事業者1回限りとなります。  （詳細は特設サイトをご確認ください。） |
| 問い合わせ | 千葉県中小企業再建支援金相談センター　　　　0570-04-4894 | |

**５**-**２ 君津市 中小企業等事業継続支援金～10万円～　申請期限 令和2年8月31日まで**

|  |  |
| --- | --- |
| 対 象 者 | 千葉県中小企業再建支援金の対象条件を満たしている、君津市内に「主たる事業所」を有する事業者 |
| 問い合わせ | 君津市経済振興課　　　　0439-56-1589 | |

**５**-**３ 富津市 事業者緊急支援臨時給付金 ～5万円～　申請期限 令和2年8月31日まで**

|  |  |
| --- | --- |
| 対 象 者 | 事業収入が前年同月比で20％以上減少している事業者  ※千葉県中小企業再建支援金の対象となる事業者を除く |
| 問い合わせ | 富津市商工観光課　0439-80-1287　　　農林水産課　0439-80-1282 | |

**５**-**４ 富津市 飲食事業者応援給付事業 ～10万円～　申請期限 令和2年8月31日まで**

|  |  |
| --- | --- |
| 対 象 者 | 国の緊急事態宣言前から飲食店または喫茶店営業許可を受けている飲食事業者であり、今後も市内で事業を継続する意思がある事業者 |
| 問い合わせ | 富津市商工観光課　0439-80-1287 | |

**５**-**５ 富津市 宿泊事業者応援給付事業～最大30万円～申請期限 令和2年8月31日まで**

|  |  |
| --- | --- |
| 対 象 者 | 次のいずれかを満たし、今後も市内で事業を継続する意思がある事業者  ・国の緊急事態宣言前から旅館業営業許可を受けている事業者…最大30万円  ・国の緊急事態宣言前から住宅宿泊事業の届出を行っている民泊事業者…10万円 |
| 問い合わせ | 富津市商工観光課　0439-80-1287 | |

**５**-**６ 袖ケ浦市 中小企業支援臨時給付金 ～10万円～ 申請期限 令和2年8月31日まで**

|  |  |
| --- | --- |
| 対 象 者 | 事業収入が前年同月比で20％以上減少している事業所  ※千葉県中小企業再建支援金の対象となる事業者を除く |
| 問い合わせ | 袖ケ浦市商工観光課　0438-62-3428 | |

（注）各種支援策の詳細や最新の情報は、各府省庁・自治体のホームページなどでご確認ください。

**［QRコードの作成について］**

**この感染症支援策リーフレット（素材）に掲載したQRコードは、商用利用ができるQRコードを無料作成できるサイト「QRのススメ」（**[**https://qr.quel.jp/**](https://qr.quel.jp/)**）で作成しました。**

**自治体支援策のホームページを掲載する際は、上記サイトをご活用ください。**